書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１３号
栃木県足利市堀込町3043番地の３
清算株式会社　株式会社なかむら
代表清算人　中村　悦之
１　決定年月日　令和７年11月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第１２号
栃木県那須塩原市宮町３番19号
清算株式会社　株式会社雅城
代表清算人　大島　正浩
１　決定年月日　令和７年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０７５号
東京都葛飾区東金町３丁目４番６号
清算株式会社　株式会社ＴＫＴＳ
代表清算人　飯野　龍介
１　決定年月日　令和７年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第６号
岐阜県飛騨市古川町沼町650番地の２
清算株式会社　株式会社らくよう工芸
代表清算人　中西　大輔
１　決定年月日　令和７年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第４号
兵庫県伊丹市西台１丁目５番21号304
清算株式会社　ＯＮニット株式会社
代表清算人　中島　綱三
１　決定年月日　令和７年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和７年（ヒ）第５号
奈良県橿原市小槻町260番地の７
清算株式会社　株式会社エムズハウス
代表清算人　中垣内多美
１　決定年月日　令和７年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
茨城県土浦市沢辺字下原57番地29
清算株式会社　株式会社ＨＦ
１　決定年月日　令和７年11月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所土浦支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４９号
東京都港区芝３丁目32番13号
清算株式会社　日本カーライフアシスト株式会社
代表清算人　平間　研司
１　決定年月日　令和７年11月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者（以下、「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、清算株式会社の財産の換価終了後に開催される協定案可決の決議のための債権者集会の日（以下、「本集会日」という。）において清算株式会社が有する弁済原資（本集会日において、清算株式会社が有する財産から公租公課及び清算に要する費用を控除した金額をいう。以下、「本弁済金」という。）を特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて生じた債権（以下、「弁済対象債権」という）の割合に応じて、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済するものとする。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の本弁済金がない場合、本件協定債権者は、本協定認可決定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全額免除する。